

平成30年2月市議会総務委員会資料

第26号議案 長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要 1ページ

条例の新旧対照表 2～3ページ

総 務 部

平成30年2月



長崎市職員退職手当条例等の改正の概要

1 改正の趣旨

国家公務員の退職手当が、退職給付に係る官民比較調査の結果等を踏まえ、民間企業従事者の支給水準に合わせることを目的に改正されたことを受け、本市職員の退職手当についても国家公務員の退職手当制度に準じて改正しようとするもの。

2 改正の内容

民間企業従事者との支給水準の均衡を図るために設けられている「調整率」を、次のとおり引き下げる。

区 分	現 行	改正後
調 整 率	87/100	83.7/100
最 高 支 給 率	49.59	47.709

※ 最高支給率は、条例に定める基本率57.00に調整率を乗じた率

※ 平成19年1月1日退職手当制度の見直し及び平成21年1月1日給与制度の見直しに伴う退職手当の保障額についても、改正後の調整率に準じ、87/104から83.7/104に引き下げ

3 改正に伴う影響額(定年退職の場合のモデル比較)

区 分	退 職 時 給 料 月 額	支 給 率		退 職 手 当 額		差 額
		現 行 (87/100)	改正後 (83.7/100)	現 行 (87/100)	改正後 (83.7/100)	
行 政 職	380,600円	49.59	47.709	千円 20,500	千円 19,784	千円 ▲716
医 療 職 (2)	352,900円	49.59	47.709	19,126	18,463	▲663
医 療 職 (3)	362,200円	49.59	47.709	19,587	18,906	▲681
現 業 職	346,600円	49.59	47.709	18,490	17,838	▲652

※ 行政職及び医療職(2)は、大卒勤続15年4級昇格・4級退職モデル(調整額1,626千円)

※ 医療職(3)は、大卒勤続15年3級昇格・3級退職モデル(調整額1,626千円)

※ 現業職は、高卒5級退職モデル(調整額1,302千円)

【参考】退職手当の計算方法

退職手当額＝①基本額 ＋ ②調整額

①基本額：退職日の給料月額×勤続期間・退職事由別支給率×調整率

②調整額：職責に応じた加算額(在職期間のうち、職務の級が高い方から5年分(60月分)の調整月額を合計した額)

4 施行日

平成30年4月1日

長崎市職員退職手当条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">【第1条関係】</p> <p>○長崎市職員退職手当条例 (昭和32年4月1日条例第15号)</p> <p style="text-align: center;">附 則抄</p> <p>1～25 略 (勤続期間による退職手当の特例)</p> <p>26 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26項」とする。</p> <p>27～39 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則抄</p> <p>1～25 略 (勤続期間による退職手当の特例)</p> <p>26 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26項」とする。</p> <p>27～39 略</p>
<p style="text-align: right;">【第2条関係】</p> <p>○長崎市職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (平成18年12月28日条例第44号)</p> <p style="text-align: center;">附 則抄</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の長崎市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の長崎市職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第26項から第31項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死</p>	<p style="text-align: center;">附 則抄</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の長崎市職員退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の長崎市職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第26項から第31項までの規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第26項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は</p>

現 行	改 正 案
<p>亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては、<u>104分の87</u>) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第26項から第31項までの規定並びに附則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。) にあつては、<u>104分の83.7</u>) を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第26項から第31項までの規定並びに附則第5項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>3～6 略</p>